【論文】 消耗品ビジネスと知的財産権の活用

田端　泰広

＜知的ぷりずむ＞vol.5 No.51 2006 年 12 号（発行：財団法人　経済産業調査会）掲載

1．消耗品ビジネスとは

ここで取り扱う「消耗品」とは，機器本体とその使用に伴い磨耗する部品，或いはその使用に伴い消費されるという関係にある部品や材料を指すと定義する。機器本体を商品として販売し，市場でその商品が使用される限り，消耗品は供給し続けられる。このような消耗品でも一つの大きな市場を形成できる。これをアフターマーケットと呼び，機器本体が市場に投入された後で新しい市場が出来上がるという意味でこの言葉が使用される。機器本体の市場と消耗品の市場とは密接な関係にあるが、経営面からすれば両者を密接な関係に意図的に仕立てていかなければならない。もし、両者が密接な関係にないならば，機器本体のメーカー以外の者（ここでは、以下サードサプライヤーと呼ぶ）が消耗品ビジネスを行う余地が出てくる。つまり，投資して金のなる木を植えたのに，その成果物を十分に受け取ることが出来なくなる恐れがある。

このような消耗品を例示すると、工作機械に使用される磨耗する刃物，インクジェットプリンタ用の消費されるインク，複写機用の消費されるトナー，カメラ用フィルム，掃除機で使用される集塵フィルター，携帯機器に使用されるバッテリー、自動車のタイヤ・ワイパーなど様々な消耗品がある。上述した本体と消耗品が密接な関係にあるかどうかの切り分けとなるのは，メーカーの純正消耗品が本体と唯一のコンパチブルであるかどうかである。上述の例の中で，自動車に使用されるタイヤやワイパーはサイズが合えばどの業者のものでも使用することが出来るようになっている。バッテリーも規格品になっており，サイズさえあえばどのメーカーのバッテリーでも使用することが出来る。このような関係にあるメーカーの純正消耗品は、唯一のコンパチという関係を無くしている。

一方，インクジェットプリンタに使用されるインクカートリッジは基本的にはメーカーのインクカートリッジしか装着して使用することは出来ない。単にサイズだけではなく，機能面でも両者が密接に関連しており，他社のインクカートリッジを使用することは出来ないし、期待する機能が発揮できない場合もある。

機器本体メーカーは、機器や消耗品の研究・開発や製造設備への投資、販売体制構築の投資、広告宣伝費、使用後の再資源化投資等様々なコストを負担している。これらのコストを全て機器本体の価格に転嫁すると、値段が高すぎて機器の普及が難しくなる。そのために、機器本体の価格をある程度抑えてその分消耗品の方で投資回収していくという価格戦略を取っている。

機器本体メーカーとしては、機器本体を出来るだけ多く市場に置き、たくさん使用してもらうこと

によって消耗品の売上を伸ばし，そこから機器本体の利幅を小さくした分の利益を出すという消耗品ビジネスに重点を置いている。上述のように機器本体の販売からはそれほど利益が出なくても，消耗品ビジネスでその分を埋め合わせし，トータルとして事業採算が合えばよいという目論見もある。

このような事業展開をしているときに，消耗品のサードサプライヤーが参入してきて、市場開拓コスト再資源化コストを負担することなく低コスト消耗品を販売されると事業採算が全く取れなくなってしまう危険がある。そればかりか、メーカーの純正でない消耗品を使用することで機器本体の故障の原因となったり、プリント品質が低下するというようなトラブルが発生し、メーカーがその対応をしなければならないという事態も生じている。その意味で，メーカーは消耗品ビジネスを知的財産権でしっかりと守らなければならない使命がある。何故このようにサードサプライヤーが消耗品ビジネスに参入してくるかといえば，メーカーが販売している消耗品の付加価値が高く，儲けが大きいというところに魅力を感じているからである。上述したように，メーカーとしては，唯一のコンパチである消耗品を目指し，機器本体と消耗品のトータルで事業採算を考えており、つまり、消耗品ビジネスのほうで埋め合わせ利益を出せるようなビジネスモデルを形成しているからである。

更に，別の参入理由としては，本体のほうはかなりのハイテク技術で構成されているのに対し，消耗品のほうは、どちらかと言えば高度技術は少なく，比較的ローテクのものが多い。従って，サードサプライヤーが参入することが技術的に容易であるということも理由として挙げられる。

２．サードサプライヤーとメーカーとの戦いの歴史的推移

消耗品ビジネスにおいてサードサプライヤーとメーカーが知的財産を武器としてどのように戦ってきたかという推移について，複写機やプリンタの分野を事例にして説明する。

（１）第１期（模倣品等の台頭期）

この時期では，本体メーカーは消耗品よりも機器本体そのもので大きな利益を挙げていこうという考えが主流であり，消耗品にはそれほど大きな付加価値は無かった。従って，サードサプライヤーも消耗品ビジネスに参入することにはそれほど魅力を感じていなかった。そのために，メーカーも消耗品で他人との競争関係を意識する必要は無かったので，トナー供給も普通のボトルに入れて販売し，容器自体には何らの技術的工夫や発明も多くなかった。従って，この時代では，コピー品質に大きな差が出ないトナーを市場で調達できればサードサプライヤーとして比較的容易に参入できる状況にあった。特許的に問題なく使用できるトナーであれば，発明とは縁のないトナー容器に，あたかもメーカー純正品のごとくラベルを貼って模倣品を販売するサードサプライヤーが現れた。この時代のサードサプライヤーとの戦いは，商標権を中心とした戦いであった。

しかし，メーカーの商標と同じロゴを使用することは危険であると学んだサードサプライヤーは，

特徴あるロゴに代えて，例えば通常の文字で，「FOR USE IN X（メーカー機種名）」というような表現で，メーカーのX（メーカー機種名）という本体機器に使用できることを消費者に知らせて，事業を行うという方法を取り始めた。これが初期のコンパチ品と呼ばれるものである。メーカーは，商標侵害でそのようなサードサプライヤーと戦うことは出来ないという状況になった。

この当時でも，先進国ではさすがにメーカーのブランド名を一部変更した紛らわしいブランドを使用することは行われていなかった。現在，中国では，模倣品が多く，例えば，ミシンで「brosister」（メーカーは Brother），ガス湯沸器で「Paretionic」（メーカーは Panasonic），乾電池で「SQNY」（メーカーは SONY），マイクで「SHARK」（メーカーは SHARP），電卓で「Caona」（メーカーは Canon）というような紛らわしいブランドが使用されている。また，全く同じデッドコピーブランドの使用事例も多いのが実態である。（JETRO 北京のニセモノ写真館より）

（2）第2期（形態模倣との戦い）

メーカーの対応方法としては，**（1）トナー自体をカバーする広い権利範囲の特許を取得する。（2）消耗品の容器自体に技術的特徴を持たせ，特許で保護する**，というような戦略に出た。前者のトナーの特許に関して，メーカーは高温多湿や極低温下でも一定のコピー品質を保証できるという厳しい条件をクリア出来る高品質のトナー開発を行っていた。そのようなトナーにはいろいろな処方上の工夫がなされ，多くの特許でトナーが保護されていた。しかしながら，特定の地域，例えば温暖な地方でのみ使用して一定品質の画像が出せるトナーとなれば，上述した特許を使用しなくても，既存市場から手に入れることが出来るという状況にあった。そのようなトナーを市場で簡単に入手できることがトナー特許による活用の限界を示すことになった。

一方，後者では，複写機にトナーを補充する際に，トナーが飛散して衣服や床などが汚れないような構造的特徴を持たせ，その特徴を特許で取り，模倣されないようにしてきた。ある部分で効果は出てきたものの，その特徴部分の特許審査に年月がかかり，特許成立時には最早その製品寿命が終わっていたとか，形状だけでは権利範囲が狭く，簡単に設計変更で逃げられてしまい，十分な効果は期待できなかった。

（3）第3期（コンパチ品との戦い）

消耗品容器の外観形状だけでは，特許保護に限界を感じ，また従来型トナー特許においても上述のように限界を感じたメーカーは，もっと本質的な部分で実効性のある特許の取り方を研究してきた。その結果，消耗品容器と本体とが唯一のコンパチとなるような技術的特徴を持ち，かつ利用者にも簡単にトナーが補充できるような工夫をして，その部分で特許を取るという戦略を取った。リコーの複写機の例を紹介すると，ギアつき螺旋溝回転トナーボトルを開発した。これは，トナーの入ったトナーボトルを複写機に横向きにセットするだけで，円筒状のトナーボトルの外周に取り付けられたギアと本体の駆動ギアが噛み合い，トナーの補充が必要になったときに，駆動ギアでトナーボトルを回転させ，ボトル内部の螺旋溝の力を借りて，必要量だけのトナーを本体の現像部に搬送するような構造である。ギアが無いと回転させることが出来ない，螺旋溝が無い

とトナーボトルを横向きにしてもトナーが搬送されないという特徴がある。これをうまく特許として権利化することが出来た。（米国特許第 4,078,603 号参照。）このような特徴が無いとリコーの複写機にコンパチブルにならない。このコンパチ部分を権利化できたのであるから，模倣品は権利から逃れることが出来ず，最終的には複数の業者を特許侵害訴訟で市場から排除することに成功した。現在も，ギアに変わる新しい方式を採用したトナーボトルを使用しているが，基本的な思想は共通であり，模倣品等の排除に特許権が有効に機能している。

また，メーカーは，感光体，帯電装置，現像装置，クリーニング装置，消耗品である現像剤を一体化したプロセスカートリッジを新しく開発し，多くの特許でこのカートリッジを保護することに成功した。この結果，このカートリッジの模倣品が出回るのをうまく特許権活用で阻止することが出来ていた。

（4）第４期（リフィル品との戦い）

ここから，新しい時代に突入し始めた。つまり，トナーやインクを使い果たし，空になった容器を再利用して再び市場に投入する必要性が環境問題を背景に社会的に機器メーカーに要請され始めた。また，トナーやインクの消耗品容器または，プロセスカートリッジには特徴ある技術が埋め込まれ，しっかりと特許で守られているので，コンパチ品や模倣品を作ることは特許侵害のリスクがあるという判断がサードサプライヤーに浸透してきた。特許には，「消尽説」というものがある。これは，メーカーが一旦市場で販売したものに対して，その利用者に特許権などの権利行使を最早することは出来ないという理論である。この時代では，サードサプライヤーはこれらの時代背景を利用して，利用者から空になった消耗品容器を回収し，それにトナーやインクを再充填して，非常に安価な価格で販売し始めた。容器自体はメーカーが販売したものであるから，特許消尽説から権利行使できないということを根拠にしたものである。また，米国の裁判でも空になったプロセスカートリッジにトナーを再充填してリサイクルするのは「修理」であって，「再生産」に当たらないとして特許侵害を否定する判決が出されたこともサードサプライヤーの参入を加速した。

このように，特許侵害のリスクの高い消耗品容器（ボトルやカートリッジ）を製造販売することを避け，既に販売されたメーカー純正品を利用して，消費されたトナーやインクという消耗品を再充填して，市場に安い価格で販売するという新しいビジネスモデルで参入してきた。このような行為を，業界では，リフィル（再充填）と呼び（リサイクルと呼ぶ場合もある），新しいリフィル事業が生まれるようになった。

上述のように，メーカーも地球環境保護の一環としてリサイクルにも積極的に取り組むようになり，空になった容器やカートリッジを効率よく回収する工夫を始めた。

例えば，容器に IC チップを取り付け，トナーやインクが無くなった時にその情報をチップに書き込む。空になった容器やカートリッジを間違って機器本体に装着してもチップ内の情報は，トナーがないという認識をするので，使用者に間違いを知らせたり，トナーを再充填するとチップ内の情報が書き換えられ，リフィル品が正しく作動するという仕掛けである。米国 Lexmark 社（以下

Lex 社という）のプリベート（Prebate）方式と呼ばれる新しい方法が登場した。この方法は，同社のトナーカートリッジの販売に当たり，顧客との間で契約をする。カートリッジの包装には，「開封前に読んでください。開封したら以下のライセンス契約を承諾したことになります。トナーカートリッジは，１回だけの使用という制限のもとで，特別料金で販売します。再生またはリサイクルのために空のカートリッジは Lex 社へ返却することを同意します。もし，同意しないならば，開封せずに返却ください。通常価格のカートリッジを入手できます。」というような内容である。ソフトウエアなどに良く利用される「シュリンクラップ契約」に似ている。また，ユーザーの複写機の状況をリモートで監視し，トナーが無くなった時或いは無くなる寸前を検知し，メーカーがそれを回収するという方法も考え出された。また，カートリッジに制御用のプログラムを内蔵した IC チップを取り付け，これを著作権で保護するという方法も考え出された。他人が無断でチップ内のプログラムを複製すると著作権の侵害の恐れが出てくる。さらに，メーカーが空のカートリッジを回収して，トナーやインクを再充填する方法を特許出願し，権利を取ってそのような行為を特許で保護する方法も考え出された。

このように，メーカーは消耗品ビジネスを守るために，営業面，技術面，知財面と多方面から多くの対応方法が検討・実施され，まさに混乱期を迎えるようになった。

このようなメーカー側の対処方法に対し，リフィル業者の方も指を咥えてはいなかった。独占禁止法，不正競争防止法，環境問題などをベースにした法廷闘争に持ち込んできた。

３．新たな法廷闘争

サードサプライヤーとメーカーは新たな法廷闘争時代に突入して行った。具体的な事例で紹介する。

（１）Arizona Cartridge V. Lexmark（米第９巡回控訴裁判所）

この事件は，上述した Lex 社のプリベート方式の販売方法が不正競争防止法に違反するかどうかが争われた事件である。

Lex 社は，1997 年頃からカートリッジの再生産を始め，Prebate プログラムという販売方法を開始した。通常のトナーカートリッジよりも$30（20%）安価であった。カートリッジの容器には次のような表示がされていた。「RETURN EMPTY CARTRIDGE TO LEXMARK FOR REMANUFACTURING AND RECYCLING・・・・」

このようにして，Lex 社は空のカートリッジがリフィル業者に渡らないような販売方法を行った。

これに対して，原告の Arizona は，「Prebate 方法はカリフォルニア州の不正競争防止法違反であり，容器の表示は，実際と違った契約内容である。そして，prebate カートリッジの購入はお金を節約できるというミスリードしている。また，Lex 社の IC チップは業者締め出しチップである。」という趣旨で CA 州北連邦地裁へ提訴した。この第１審判決では，被告の Lex 社が勝訴したが，原告は不服として第９巡回控訴裁判所に控訴した。

争点は，Lex 社が顧客をミスリードし，カートリッジの使用制限つきで安い価格で販売する行為は不正競争であるかどうかであった。判決は，「Lex 社カートリッジに関して，Lex 社の特許権は消尽していないし，カートリッジを購入し開封する顧客との間は有効な契約である」とした。一方，Arizona は Lex 社の行為は顧客をミスリードするという点に関して証拠を示すことが出来なかったし，「締め出しチップ（lock-out chip）は異なる企業で Prebate カートリッジを再生産されたときに顧客に使わせないようにするもので，アフターマーケットの競争を排除するものである」という立証が出来ず，2005 年８月 30 日に Lex 社勝訴の判決が出された。

なお，Lex 社は，判決後の９月には同社製のプリンタの処分に関して，「Lexmark Equipment Collection Program」と呼ばれるリサイクルプログラムを発表した。これは，顧客が使用した同社製の製品を環境にやさしい方法で処分するためのもので，トナーカートリッジからプリンタ本体にまで拡張した内容になっている。ハードウエアメーカーは，環境保護団体や政府機関から製品の適切な廃棄処分に関して責任を持つように指導を受けている。このような，活動の中に空になったトナーカートリッジの回収も含まれていることに注目すべきである。

（２）Static Control Component V.Lexmark（米第６巡回控訴裁判所）

この事件は，Static 社の「Smartek」というチップを使用すると，Lex 社のプリンタで非純正トナーカートリッジを利用することが出来るようにしたもので，このチップ作成にあたり Lex 社の著作権が侵害されたとして Lex 社が 2002 年 12 月にケンタッキー州東部地裁に提訴した事件である。つまり，Lex 社プリンタは，（１）Printer Engine Program と（２）Toner Loading Program を使用するが，Static 製のチップは，認証迂回プログラムと上記 Toner Loading Program のコピーを有しており，被告は Toner Loading Program の著作権の侵害と DMCA 法（Digital Millennium Copyright Act）に違反しているとして提訴した。翌年２月に同地裁は，Lex 社の請求を認め，Lex 社のプログラムの著作権は有効であり，Static 社の「Fair use doctrine」は拒絶され，Static 社のチップの販売停止を命じる仮処分判決を出した。これに対して被告は控訴した。

2004 年 10 月，控訴裁判所は，Lex 社のカートリッジをクローン可能にするためのチップ販売差止めの仮処分命令を取り消した。理由は，著作権の保護はアイデアの表現に与えられるもので，Lex 社の Lock-out コードは機能的アイデア（functional idea）であって，保護は得られない。また，非常に簡単なプログラムは創作的表現の機会が少ないので著作的でないとするものであった。Lex 社は最高裁に上告したが，2005 年６月に Lex 社のアピールを聞かない決定を下した。

このように，不正競争防止法，独占禁止法，著作権法にまで論争範囲が広がってきた。

（３）再生インクカートリッジ事件（知財高裁 2006 年１月 31 日）

この事件は，リサイクルアシスト社（リフィル業者）がキヤノン社製の使用済みインクカートリッジを市場から回収し，インクを再充填するなどしてリフィル製品を製造販売していたが，これがキヤノン社の特許を侵害するものとして東京地裁に 2004 年４月 16 日提訴したものである。

被告は，特許消尽論と「修理」の非侵害を主張すると共に，リサイクルは社会全体にとって重

要な問題であり，再生資源や再生部品の使用は国民の責務という社会問題や環境問題という政策論を持ち出し戦った。同年12月に被告勝訴の判決が出された。理由は，リフィル行為は「新たな生産」には当たらないと言うことであった。これに対しキヤノン社は知財高裁に控訴した。知財高裁では論点が重要で，社会的関心も高いということで大合議の審理を行った。その結果，リサイクルアシスト社のリフィル行為はキヤノン社の発明の本質部分を加工・交換しているとして，特許権は消尽しないと判断し，逆転判決が2006年1月31日に出された。判決内容については，諸先生方による解説や論文が公表されているのでそれを参照していただくとして，本稿では，その裏側にある，メーカーの知的財産戦略の方に注目する。詳細は4章で後述する。

(4)IC チップ付きのプリンタカートリッジの独禁法問題

2004年に我が国の公正取引委員会(以下公取委という)は，キヤノン社が IC チップつきのプリンタカートリッジを用いることで，このカートリッジの再生品取引を妨害しているとする独禁法上の被疑事件が発生し，その調査を行った。その結果，再生業者が再生品を提供することは可能になっている実態にあり，独禁法上の問題は解消しているとして不問に付した。そのポイントは，次のような事実に基づくものであった。(1)IC チップは，プリンタ本体の損傷防止及び純正品カートリッジが使用された場合の印字品質確保の観点で搭載されていること，(2)再生業者は IC チップのデータを書き換えて再生品として利用することは困難となっているが，データを書き換えなくてもカートリッジを再生利用することは可能である。なお，再生カートリッジをプリンタ本体に装着した場合に，「カートリッジフセイ」とパネルに表示されるものの，ユーザーは所定操作で印刷を継続できるようになっていること，(3)キヤノンは，再生品の使用に支障が生じないように，再生業者団体に対し，再生品が装着されたプリンタが作動する条件を説明し，プリンタの取扱説明書にその動作説明を修正して加入し，パネルの「カートリッジフセイ」を適切な表現に修正し，再生品の場合色調整機能が働かないというバグを修正するなどの措置が採られていた。

公取委は，カートリッジへの IC チップの搭載と，再生利用に関して独禁法上の考え方を公表した。それによると，「プリンタメーカーが，例えば技術上の必要性などの合理的な理由がないのに，あるいは，その必要性などの範囲を超えて，(1)IC チップに記録されている情報を暗号化したり，その書き換えを困難にしてカートリッジの再生利用できないようにすること，(2)IC チップにカートリッジのトナーがなくなったなどのデータを記録し，再生品が装着された場合にプリンタが動作しなかったり，一部の機能が働かないようにすること，(3)プリンタ本体による IC チップの制御方法を複雑にしたり，これを頻繁に変更することでカートリッジの再生利用を出来ないようにすること，などによりユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には独禁法上の問題となる恐れがある。」という内容であった。

4．事業戦略，技術戦略，知財戦略の一体化

以上のように，模倣品，リフィル品など消耗品ビジネスをめぐる戦いは，メーカー側は，商標，意匠，特許という産業財産権から，著作権を含む知的財産権に拡大して

権利活用を行うようになった。一方，サードサプライヤー側は，特許無効や特許非侵害という反論から，独占禁止法，不正競争防止法，環境問題などを反論の武器とするように変化してきた。アフターマーケットで消耗品ビジネスを行うメーカーにとっては，知的財産全般と法律論の総合力をもって戦う準備と体制作りをしなければならなくなった。

市場に投入される新しい機器本体とそれに付随する消耗品との密接な関係作りを，事業企画の段階で十分検討することが重要であることが認識されるようになった。消耗品のアフターマーケットで計画通りの事業利益を確保するためには，どのようなビジネスモデルで事業展開するのか，それを知的財産権で保護するにはどのような仕掛けを戦略的に実施するのかということを検討しなければならない。つまり，事業戦略，技術戦略，知財戦略の総合的な一体化を推進する必要がある。そのいずれかが欠けてしまうと十分な成果を発揮することが出来ず，模倣品やリフィル品の餌食となり，利益が出なくなってしまう恐れがある。

上記3の事例（3）の判決で，メーカー側に有利な結論が出たことはメーカーにとって歓迎すべきことである。しかし，だからといってすべてのメーカーがこのような結果を享受できるわけではない。それなりの準備と努力をしないと成果は期待できない。例えば，特許第 3278410 号（キヤノン社）の特許請求範囲の１項は，液体収納容器という「物の発明」であり，請求項 10 は，液体収納容器の「製造方法」である。しかし，この請求の範囲を良く見ると，通常の技術者が発明をしてそれを単に特許出願するというものとは一味異なることに気付く。物の発明は通常は，液体収納容器の形状や構造を中心に構成要件を並べていく。そこには，使用されて無くなるトナーやインクを構成要件にしないのが普通であった。しかし，請求項1には，「液体収納容器の姿勢によらずに前記圧接部の界面全体が液体を保持可能な量の**液体が負圧発生部材収納室内に充填されている**」ことを構成要件としている。つまり，形状や構造だけの請求範囲では，空になったカートリッジにインクを再充填して販売しても構造自体何も加工していないので，このようなリフィル行為を保護できなくなってしまう。新しい構造のカートリッジを技術者が発明し，特許を出す場合には，上記の液体が充填されている要件が入ることは難しい。空になったカートリッジにインクを再充填したリフィル品を権利で保護出来るように，アフターマーケットの実態を知った上で特許請求範囲が戦略的に作られているのである。ここで，新しいカートリッジを発明した技術者と，販売面でのマーケット実態と，それらを特許でどのようにすればよいかという，事業・技術・知財の三位一体の活動が窺い知れるのである。また，請求項 10 の製造方法についても，通常と異なる点に気付く。液体収納容器の製造方法といえば，工場で特徴ある容器をどのような手順でどのような構造に組み立てるかが特徴になるものである。しかし，この請求項は，請求項1の特徴ある構造の容器を用意し，そ

の中の液体収容室に**液体（インク）を充填する第1の工程**と，負圧発生部材収納室に・・**液体を保持可能な量の液体（インク）を充填する第2の充填工程**とを有することを特徴としたものである。つまり，空になった純正カートリッジを用意し，そこに液ダレなどが生じない程度に液体（インク）を充填する行為をカバーする内容になっているのである。単に空になったカートリッジに液体（インク）を再充填するだけの発明では，特許を取る事は難しい。特許が取れて初めてリフィル行為を保護することが出来るのであり，そのような工夫が十分なされているのである。このような事前の周到な特許戦略に基づき，権利を取得して初めて，機器メーカーと同じ態様で参入してきたリフィル業者を裁判で特許侵害として排除することが出来るのである。判決が出たからといって，十分な準備無くしてリフィル業者と戦うことは出来ない。

5．今後の展開

以上のように，消耗品に関する模倣品やリフィル品を歴史的に振り返ってみると，時代の流れに沿って様々な変化が生じていることに気付く。日本，米国，欧州では，非常に早いスピードで先進的な戦いが繰り広げられてきているが，中国やアジア諸国では，我々が以前経験してきたような模倣品等が横行し，大きな損害を被っている。そのような国では，従来の対策も十分通用するので，それらの国に知的財産権を確保し，消耗品ビジネスを守って行けばよい。ただし，法的な執行環境に大きな差があるので，同じような手法が通用するとは限らないので，その国に適した対策というものが必要となろう。また，先進国では，ネットワークを利用したビジネスが展開され，従来とは異なる方法で参入してくる。また，特許侵害を回避できるかどうか或いは法的対抗手段が有効かどうかについて事前に弁護士などに確認を取って周到な準備をしてサードサプライヤーが参入してくることも想定される。従って，知財部門としては，常にアフターマーケットで何が生じているのかをマーケット部門や研究開発部門と情報交換し，上述した事業，技術，知財の三位一体の戦略検討が不可欠となってくることは確実である。

以上。

参考文献

・米国特許第 4,611,730 号, 米国特許第 4,878,603 号
・宮崎正也（2004 年３月）「消耗品の戦略的製品設計」
・上山浩, 西本強「消尽論と修理／再生産理論に関する日米の判例の状況」（パテント 2005, Vol.58 No.6）
・吉藤幸朔　特許法概説第 11 版, p355−p361
・吉藤幸朔　特許法概説第 11 版, p355−p361
・近藤惠嗣「インクカートリッジ・リサイクル事件控訴審判決」（CIPIC ジャーナル 2006/6,Vol.172）
・長澤哲也「独禁法執務室：独禁法情報サマリー」
・相澤秀孝「疑問多き特許製品の「再生品」と権利侵害の実態」, 日経 BP 知財 Awareness　2006 年 1 月 16 日, 18 日
・Martin Samson「Copyright Digital Millennium Copyright Act」Philips NIZER, 2005 Nov.4
・「キヤノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」（平成 16 年 10 月 21 日, 公正取引委員会）